

新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業

入札説明書

平成19年6月

富山市

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
1 本事業に必要と想定される根拠法令等	2
2 事業スケジュール(予定)	4
第 2 事業の目的及び内容	5
1 事業の目的	5
2 事業名称	5
3 施設概要	5
4 公共施設等の管理者等の名称	5
5 事業範囲	6
6 事業方式	6
7 事業期間	7
8 事業期間終了時の措置	7
9 事業者の収入	7
10 市による事業の実施状況のモニタリング	7
第 3 入札に参加する者に必要な資格	8
1 入札に参加する者の構成等	8
2 企業の参加資格要件	8
3 各業務を実施する企業の入札参加要件	9
4 代表企業、構成企業及び協力企業の変更	10
5 参加資格要件確認基準日	11
第 4 事業者募集等のスケジュール	12
第 5 入札手続き等	12
1 担当窓口	12
2 入札に関する手続	12
3 入札参加に関する留意事項	14
4 入札予定価格	15
第 6 入札書類の審査	17
1 事業者選定委員会	17
2 審査方法	17
3 審査項目等	17
第 7 提案に関する条件	18
1 立地条件等	18
2 施設の設計・建設、維持管理等の提案に関する条件	18
3 業務の委託	18
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	18
5 市の費用負担	19
6 サービス購入費	19
7 本市による、事業の実施状況及びサービス水準の監視	19
8 土地の使用	19
9 保険	19

1 0 本市と事業者の責任分担.....	19
1 1 財務書類の提出.....	19
第 8 契約に関する事項.....	20
1 契約手続き.....	20
2 契約の枠組み.....	20
3 契約金額.....	20
4 契約保証金.....	21
5 事業者の事業契約上の地位.....	21
第 9 提出書類.....	21
1 入札時の提出書類.....	21
第 1 0 その他.....	23
1 事業の継続が困難となった場合の措置.....	23
2 事業期間中の事業者と本市の関わり.....	23

第 1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、富山市（以下「本市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した新庄小学校分離新設校及び新設公民館等（以下「本施設」という。）設計・建設・維持管理事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するために、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、富山市契約規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 37 号）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せて配付する次の資料を含めて入札説明書等と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の契約に係わる事項を示すものをいい、事業契約書（案）及び標準事業契約約款（案）により構成される。なお、標準事業契約約款（案）には別紙を含む

標準要求水準書（添付資料含む）：本市が事業者に要求する具体的な設計・建設・維持管理のサービス水準を示すもの（以下、要求水準書という。）

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：本市と落札者との基本協定に係わる事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針、要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針、要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によることとする。

1. 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施にあたっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下、「基本方針」という。）、地方自治法その他、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令等】

建築基準法
都市計画法
消防法（令第 25 条については、規則第 26 条により対処すること）
高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
学校教育法
学校保健法
水道法、下水道法、水質汚濁防止法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
大気汚染防止法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律
エネルギーの使用の合理化に関する法律
騒音規制法、振動規制法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
学校図書館法、警備業法、労働安全衛生法
各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
社会教育法
条例
・ 富山県建築基準法施行条例
・ 富山県景観条例
・ 富山県環境基本条例
・ 富山県民福祉条例
・ 富山県文化財保護条例
・ 富山市立学校設置条例
・ 富山市景観まちづくり条例
・ 富山市環境基本条例
・ 富山市緑化推進条例
・ 富山市文化財保護条例
・ 富山市水道事業給水条例
・ 富山市下水道条例
・ 富山市個人情報保護条例、富山市情報公開条例
・ 富山市公民館条例
その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

建築工事監理指針
電気設備工事監理指針
機械設備工事監理指針
建築工事安全施工技術指針
建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
建設副産物適正処理推進要綱
小・中学校設置基準及び小・中学校施設整備指針
学校給食衛生管理の基準
学校図書館施設基準
学校環境衛生の基準
ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
富山市グリーン購入調達方針
富山市中高層建築物の建築に関する指導要綱
その他の関連要綱及び各種基準

2. 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

落札者の決定・通知、審査結果の公表	平成 19 年 12 月下旬
事業仮契約締結	平成 20 年 2 月中旬
事業契約締結	平成 20 年 3 月下旬
事業期間	事業契約締結日～平成 37 年 3 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 21 年 12 月下旬
供用開始	平成 22 年 4 月 1 日
維持管理期間	施設引渡し日～平成 37 年 3 月 31 日
事業の終了	平成 37 年 3 月 31 日

第 2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

本市では、人・物・空間・自然が一体として機能する学校を志向するとともに、社会の変革に対応できる「ゆとり」と「潤い」のある学校の整備を目指している。施設・設備・環境等の側面から、本事業により整備される学校の基本理念は、以下の通りである。

教育方法の多様化・情報化に対応した学校づくり
豊かで美しい学校環境づくり
地域社会に開かれた学校づくり
児童の安全に配慮した学校づくり

また、多様化・専門化する市民の学習意欲に応え、地域住民のコミュニティ意識が高揚する公民館の整備、市民サービスの拠点として機能する地区センターの整備を目指している。施設・設備・環境等の側面から、本事業により整備される公民館等の基本理念は、以下の通りである。

すべての世代が学び豊かな心を育む拠点づくり（市民の自主的な学習環境の充実）
共に生き共に支えるふれあいの拠点づくり（コミュニティの再生、家庭・地域における教育力の向上）
市民と行政を結び地域力を活かす拠点づくり
地域の安全・安心の増進に寄与する拠点づくり

上記の基本理念を実現できる義務教育施設等の設計・建設・維持管理業務に民間の活力やノウハウを導入することにより、これまでにないアイデアの実現や更なる公共サービスの向上を図り、より効率的に安全で快適な学校教育、生涯学習、市民サービスの場が創り出されることを期待し、本事業を実施するものである。

2 事業名称

「新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業」

3 施設概要

本事業の対象施設は、新庄小学校分離新設校及び新設公民館・地区センターであり、小学校では、24学級（内特別支援学級1）とし、想定される諸室は、普通教室、特別教室、管理諸室、給食室、共用部等、屋内運動場等、屋外プール、地域児童健全育成ルーム、屋外運動場及び外構等である。また、新設公民館・地区センターの想定される諸室は大会議室、中会議室、小会議室、和室、料理室、事務室等である。詳細については、要求水準書を参照のこと。

4 公共施設等の管理者等の名称

富山市長 森 雅志

5 事業範囲

P F I 法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設・工事監理を行うとともに、什器・備品等を調達し、事業期間終了時まで施設の維持管理業務を行うことを事業内容とする。なお、運営に関しては本市が実施するものとする。

(1) 設計業務

本施設の設計業務（必要な事前調査含む）
近隣対応業務
電波障害調査業務
本施設整備に伴う各種申請等の業務
その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

本施設の建設業務
本施設の工事監理業務
什器・備品等設置業務
近隣対応・対策業務
電波障害対策業務
所有権設定に係る業務
その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

建築物保守管理業務
建築設備等保守管理業務
外構等維持管理業務
環境衛生・清掃業務
保安警備業務
修繕計画作成業務
その他これらを実施する上で必要な関連業務

維持管理業務にかかる光熱水費は、本市が実費を負担する。建築物、建築設備等に係る大規模修繕業務については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲から外すものとするが事業期間内に大規模修繕業務が発生しないように努めること（ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる））。

6 事業方式

本事業は、PFI 法第 10 条第 1 項に基づき、公共施設等の管理者等である本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約書（以下、「事業契約書」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書により締結された契約（以下、「事業契約」という。）に定める事業期間中に維持管理業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

7 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日までの約 17 年間とする。

8 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去する。本市は、経済合理性等を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務につき必要に応じ事業者と協議する。

9 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の供用開始から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。サービス購入費は、事業者が実施する施設整備の対価及び維持管理業務の対価からなる。なお、施設整備に係るサービスの対価及び維持管理業務に係るサービスの対価は、年 4 回に分けて支払うこととする。

本市は、事業者の提供するサービスが本市の要求水準を下回る場合には、サービス購入費を減額することがある。

10 市による事業の実施状況のモニタリング

モニタリングの具体的な方法等については、標準事業契約約款（案）及び標準事業契約約款（案）別紙 7 のとおりとする。

第3 入札に参加する者に必要な資格

1 入札に参加する者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

入札参加者は、複数の企業により構成されるグループとする。入札参加者は代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。

代表企業あるいは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

入札参加者は、入札の結果、落札者となった場合は、仮契約締結までに、代表企業及び全ての構成企業の出資により、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として原則として富山市内に設立しなければならない。また代表企業は、全事業期間において出資者中最大の出資割合をもつものとする。

代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。

入札参加者はその全ての企業の担当業務（設計、建設、工事監理、維持管理、その他）を明らかにすること。また、設計企業、建設、工事監理企業及び維持管理企業は、同一の企業とすることも複数の企業とすることも可能とする。

入札参加者は、事業者から請け負った業務について、事前に本市の承諾が得られた場合には、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。

建設業務を行う者の中に、以下の一定の要件を満たす企業を少なくとも1社以上参加させること。

一定の要件：建設業務を行う者で、主たる営業所の所在地が富山市内にあり、過去20年以内に、本市が発注した延べ床面積1,000㎡以上の学校施設の建築一式工事（新築、増築または改築）を元請（共同企業体にあっては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）があること。

2 企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。かつ、以下の参加資格要件を満たすこと。

入札参加時から本契約締結日までに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

入札参加時から本契約締結日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) 第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。

入札参加時から本契約締結日までに、会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法(平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てをなされていない者であること。。

入札参加時から本契約締結日までに、富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

入札参加時から本契約締結日までに、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中の者でないこと。

税を滞納していない者であること。

本市が本事業について、アドバイザー業務を委託する企業及びかかる企業と当該アドバイザー業務において提携関係に入る企業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- ア 株式会社 建設技術研究所
- イ シリウス総合法律事務所
- ウ 株式会社 学校文化施設研究所

第 6-1 に規定する事業者選定委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。事業者選定委員会の委員は、以下のとおりである。

事業者選定委員会 委員(新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業)

委員長	古田 俊吉(富山大学経済学部教授)
委員	大島 哲夫(旧富山市前教育長)
委員	神川 康子(富山大学人間発達科学部教授)
委員	貴志 雅樹(富山大学芸術文化学部教授)
委員	山本 賢治(弁護士)

代表企業、構成企業及び協力企業のいずれも、他の入札参加者の代表企業又は構成企業として参加していないこと。ただし、協力企業については、他の入札参加者の協力企業となることは可能である。

入札参加者は仮契約締結時までに本事業を実施する SPC を設立するものとし、代表企業及び構成企業は、SPC への出資を行うものとする。また、これら以外に SPC へ出資するものがある場合には、その名称を入札時に明らかにすること。

3 各業務を実施する企業の入札参加要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設・工事監理、維持管理の各業務に主として当たる者(落札者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む)は、

それぞれ(1)、(2)、(3)、(4)の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

(1) 設計業務を行う者

- ・富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。)第3条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ・学校施設の設計業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

(2) 建設業務を行う者

- ・規則第3条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- ・建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事、土木一式、電気及び管工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていなければならない。
- ・学校施設の建設業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

(3) 工事監理業務を行う者

- ・規則第3条に規定する建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有する者であること。
- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ・学校施設又は類似施設の工事監理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

(4) 維持管理業務を行う者

- ・規則第3条に規定する業務委託の入札参加資格を有する者であること。
- ・学校施設又は類似施設の維持管理業務を遂行する能力があると客観的に認められる実績を有する者であること。

4 代表企業、構成企業及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力上支障がないと本市が判断する場合には、変更可能とする。

5 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、本契約締結日までの間に代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しないこととする。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	スケジュール
平成19年 6月27日	入札公告、入札説明書等の公表
平成19年 6月28日	事業者説明会
平成19年 6月29日～7月6日	資料の閲覧
平成19年 6月27日～7月13日	入札説明書等に関する質問受付
平成19年 7月下旬	入札説明書等に関する質問・回答の公表
平成19年10月24日	事前登録受付締切
平成19年10月29日	入札書及び事業提案の受付締切
平成19年12月 7日	開札
平成19年12月下旬	落札者の決定・通知、審査結果の公表
平成20年 2月中旬	仮契約の締結
平成20年 3月下旬	事業契約書の議決 事業契約締結

第5 入札手続き等

1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

富山市教育委員会 統合校整備等推進室
〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
電話番号： 076-443-2075（直通）
ファックス番号： 076-443-2194
電子メール： tougoukou-01@city.toyama.lg.jp

2 入札に関する手続

（1）入札公告、入札説明書等の公表

本市は、平成19年6月27日（水）に、本事業の入札の告示を行い、本市ホームページにより入札説明書等を公表する。

（ホームページURL <http://www3.city.toyama.toyama.jp/>）

（2）事業者説明会・現地見学会の開催

事業者説明会を次のとおり開催する。また、事業者説明会の終了後、本事業計画地等に場所を移動し、希望者を対象として現地見学会を行う。

事業者説明会

日時及び会場：平成19年6月28日（木）午前10時から午前11時30分まで
国際会議場 多目的会議室204号室
（富山市大手町1-2）

事業計画地及び光陽小学校（光陽公民館含む）見学会

日時及び会場：平成19年6月28日（木）
午後1時30分から午後2時15分まで事業計画地見学
富山市新庄本町二丁目

午後3時15分から午後4時45分まで光陽小学校見学
富山県富山市二口町1-4-1（光陽小学校）

（3）資料の閲覧

学校の基本理念に関する資料、新庄小学校分離新設校の通学区域に関する資料、地質調査報告書、地域防災無線機の仕様書、既存地下埋設物に関する資料等の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に市教育委員会統合校整備等推進室に連絡すること。

閲覧期間：平成19年6月29日（金）～平成19年7月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
閲覧場所：富山市役所本庁舎 西館7階 富山市教育委員会統合校整備等推進室
住所：〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
資料の貸し出し

閲覧の結果、必要に応じ資料の貸し出しを行うので、閲覧当日その旨を申し出ること。なお、貸し出しできる日は当日とは限らないので注意する事。

（4）入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間：平成19年6月27日（水）から平成19年7月13日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
受付方法：別紙1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、第5-1（P.12）に記載の窓口にEメールにより提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。

回答：質問者の利益を害するおそれのあるものを除き、平成19年7月下旬に本市ホームページにおいて公表する予定である。

（5）入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を下記の期間に提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

ア 受付期間：平成19年10月25日（木）から平成19年10月29日（月）まで（土曜日、日曜日を除く）の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後2時までとする。

イ 提出場所：富山市教育委員会統合校整備等推進室
住所：〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

- ウ 提出方法：持参すること。
- エ 提出書類：入札参加資格審査書類等及び入札書類（「第9 提出書類」を参照）

（6）入札の手順

- ア 提出された入札参加資格審査書類等及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- イ 入札参加資格審査書類等及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。
- エ 審査された入札参加者の「入札書」（様式 A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ行うものとする。
 - (ア) 開札日時：平成19年12月7日（金） 午前9時30分
 - (イ) 開札場所：富山市役所 8階 804会議室
住所：〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
- オ 入札書に記載する入札金額は、消費税抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- カ 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- キ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、選定委員会による事業提案書の審査と入札金額を総合的に評価し、落札者を決定する。
- ク 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成19年12月下旬（予定）までに決定通知を行う。

（7）ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、提案書の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

（1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

（3）入札保証金

入札保証金は免除する。

（4）契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（5）著作権

入札書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業において公表及びその他本市が必要と認める時には、本市は事業提案の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

（6）特許権等

入札書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者の負担とする。

（7）提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、返却しない。

（8）本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（9）入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書類
- イ 事業名及び入札金額のない入札書類
- ウ 代表企業名、構成企業名、協力企業名及び押印のない又は不明瞭な入札書類
- エ 事業名に誤りのある入札書類
- オ 入札金額の記載が不明瞭な入札書類
- カ 入札金額を訂正した入札書類
- キ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
- ク 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ケ 公正な価格を害し、または不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- コ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- サ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- シ その他入札に関する条件に違反した入札書類

（10）入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業者が実施する設計及び建設・工事監理業務の対価と維持管理業務の対価からなるサービスの対価の予定価格は、平成21年度末に市から一括で支払われる予定の

2,860,121 千円を含め、事業期間の総額として、3,744,561 千円（地方消費税及び地方消費税相当額を除く）である。

第 6 入札書類の審査

1 事業者選定委員会

学識経験者等で構成する事業者選定委員会において、提案内容の審査を行い、優秀提案を選定する。委員名については、第 3 に示すとおり。

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

(1) 入札参加資格審査

本市は、入札参加資格審査書類(「第 9 提出書類」を参照)の確認を行う。

資格等が本市の要求を満たしていないと評価された者は、入札に参加することはできない。

(2) 入札書類審査

ア 入札書類の確認

本市は、提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを確認する。

イ 提案内容の審査

(ア) 提案内容の加点項目審査

事業者選定委員会は、提案書に記載された内容について、加点審査項目の評価基準に応じ、加点項目審査を行う。加点項目審査の過程において、要求水準充足の審査を行い、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。また、性能評価点の合計がマイナスになった場合も要求水準を充足していないと判断し、失格とする。

ウ 入札価格の確認

入札参加者は、事業期間中に本市が事業者を支払うサービス購入費の総額を入札する。本市は、入札価格が予定価格の範囲内かを確認し、入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

この際、入札価格の公表は行わない。

(ア) 価格評価点の算定

入札書に記載された価格をもとに、落札者決定基準に定める方法により価格評価点を算定する。

エ 優秀提案の選定

加点項目審査の評価点及び価格評価点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時(総合評価点が高点の時)は、提案価格が最も低い

者を落札者とする。

(4) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

本施設の立地条件等は、次表のとおりである。

新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業

建設計画地	富山市新庄本町二丁目
敷地面積	約 22,493m ²
用途地域	工業地域（建築基準法第 48 条の例外許可の取得要）
防火地域	指定なし
日影規制	制限なし（ただし、5 時間（5m）、3 時間（10m）、H=4m の日影規制に準じて計画すること）
地区計画等	なし

2 施設の設計・建設、維持管理等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理等の提案に関する条件は、「第2 5 事業範囲」で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設、維持管理業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がないかぎり、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に戻すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

割賦金利の算出にあたっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と応募者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を 2.1% とする。

建設工事費のうち2,860,121千円(国庫補助金、起債、一般財源)は、平成21年度末に支払われる予定とし、提案提出時の一時支払金として想定すること。

5 市の費用負担

以下の費用については、市が費用負担するものとする。

光熱水費(維持管理期間中)及び電話料金等(インターネット通信費を含む)

大規模修繕費

モニタリングに係る費用(事業者側に発生する費用を除く)

6 サービス購入費

標準事業契約約款(案)別紙1及び別紙8に基づく。

7 本市による、事業の実施状況及びサービス水準の監視

標準事業契約約款(案)別紙7に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地を無償で使用することができる。

9 保険

標準事業契約約款(案)別紙3に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすことを基本とする。施設的设计・建設・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、本市に提出する。

第 8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書案の内容について、誤字脱字等軽微なもの以外は変更しないものとし、速やかに合意する。落札者は遅くとも平成20年2月10日までにSPCを設立し、設立後、SPCは速やかに本市と仮契約の締結を行う。また、PFI法第9条及び富山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年4月1日富山市条例第68号）第2条の規定により、富山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、富山市議会でのこの事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が富山市議会での議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3入札に参加する者に必要な資格に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び契約期間

仮契約 平成20年2月（予定）

本契約 平成20年3月（予定）

SPC設立後、本市はSPCと速やかに仮契約を締結する。契約期間は、設計・建設期間及び維持管理・運営期間の約17年間とする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格の内、消費税課税対象額に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、標準事業契約約款(案)第10条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、入札参加者等が保有するSPCの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。会社概要書及び決算報告書を除く各書類の様式は様式集による。

1 入札時の提出書類

入札時に提出する提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）作成要領を参照のこと。

（1）入札参加資格審査書類

入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 参加表明書	（様式 1-1）
・ 資格審査申請書	（様式 1-2）
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-3）
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-4(1)）
・ 建設業務を行う者のうち、第31の一定の要件に関する書類	（様式 1-4(2)）
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-5）
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-6）
・ 入札参加者構成表及び役割分担表	（様式 1-7）
・ 委任状（構成企業 代表企業）	（様式 1-8）
・ 委任状（代表企業用）	（様式 1-9）
・ 事業実施体制	（様式 1-10）
・ 会社概要書（構成企業全社分）	（書式自由）
・ 決算報告書（構成企業全社分、決算報告書は直近3か年）	（書式自由）
その他	
・ 入札辞退届	（様式 2-1）

(2) 入札書類

入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加者構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書	(様式 A-4)
・ 標準要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1 ~ 3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1 ~ 12)
・ 建設業務に関する事項	(様式 D-1 ~ 2)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1 ~ 7)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 F-1 ~ 2)
・ 計画図面等提案書類	(様式 G-1 ~ 19)
・ 事業収支等提案書類	(様式 H-1 ~ 2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 I-1 ~ 4)
・ 事業全体スケジュール	(様式 J-1)

第 10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

上記ア、イのいずれの場合においても、本市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力、その他本市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 前号の規定により事業契約が解除された場合の取り扱いについては事業契約書において提示するものとする。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約書において提示するものとする。

2 事業期間中の事業者と本市の関わり

原則として本市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の際緊急時等、必要に応じて本市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。